

## 航空法

### I. 案内情報

- ① 手続名：事業計画変更の届出
- ② 手続根拠：航空法第129条の3第3項  
航空法施行規則第233条の3
- ③ 手続対象者：外国人国際航空運送事業者
- ④ 提出時期：変更後遅滞なく提出
- ⑤ 提出方法：航空法施行規則第233条の3第2項で準用する同規則第220条の2第2項各号に掲げる事項を記載した届出書を作成し、国土交通省航空局航空ネットワーク部国際航空課へ提出してください。
- ⑥ 手数料：なし
- ⑦ 添付書類・部数：届出書記載例をご確認ください。
- ⑧ 申請書様式：届出書記載例をご確認ください。
- ⑨ 記載要領・記載例：届出書記載例をご確認ください。

### II. 窓口情報

- ①提出先：国土交通省航空局航空ネットワーク部国際航空課 03-5253-8111 (内線 48535、48536)
- ②受付時間：原則 9:30～12:00, 13:00～17:00
- ③相談窓口：国土交通省航空局航空ネットワーク部国際航空課

### III. 手続情報

- ①審査基準：航空局所管の許認可等に係る審査基準及び標準処理期間（平成6年空総第177号）
- ②不服申立方法：（行政不服審査法の規定による）

届出番号 : AAA-2234

届出年月日 : 20YY/MM/DD

# 国土交通大臣 殿

届出者

国籍 XX国

氏名 あいうえお航空 (AIUEO AIR)

住所 XX国 XX YY 56-789

届出代行者

氏名 あいうえお(株) 代表取締役社長 かき くけこ

住所 東京都千代田区XXXX X-X-X

## 事業計画変更届出書

航空法第129条の3第3項及び同法施行規則第233条の3の規定に基づき、  
別紙のとおり届出致します。

会社名：あいうえお航空 (AIUEO AIR)

届出番号：AAA-2234

## 1. 届出しようとする事項

## (1) 内容別

(路線) 便名, 起点, 寄航地, 終点

(使用機材) 総数, 型式, 積載能力, 国籍

(その他) 日時変更, 欠航,

航空機強取等防止措置のうち効果に影響を及ぼさない事項,

移動支援措置のうち効果に影響を及ぼさない事項,

部品等脱落防止措置のうち効果に影響を及ぼさない事項,

## (2) 実施日及び新旧対照

実施日	旧	新
YY/MM/DD	XX5678/XX5679 B738 XXX-NRT-XXX hh:mm-hh:mm/hh:mm-hh:mm	欠航

## 2. 届出内容についての空港事務所との調整

実施済み (YY年 MM月 DD日)

## 3. 理由

積雪により XXX 空港が閉鎖したため、欠航としました。

## 4. その他

搭乗予定旅客は、翌日の自社運航便へ振替え又は払い戻しとしました。

添付書類

必要に応じて、以下の書類

1. 「外国人国際航空運送事業等の審査要領細則（安全関係）」に規定される各書類
2. 「航空運送事業及び外国人国際航空運送事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（バリアフリー関係）」に規定される各書類（※届出となるのは、契約内容の変更等軽微な変更の場合のみ。）

※ 添付書類1. の詳細はこちらをご確認ください。

([http://www.mlit.go.jp/koku/15\\_bf\\_000026.html#anchor06](http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000026.html#anchor06))

※ 添付書類2. の詳細は次ページをご確認ください。

※ 届出書記載事項は必要に応じ別添として構いませんが、その場合は「別添〇〇のとおり」など、そのことが分かるように記載してください。

添付書類 2. 関係

航空運送事業及び外国人国際航空運送事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領  
(バリアフリー関係) (抜粋)

II. 航空運送事業又は外国人国際航空運送事業の許可を受けようとする場合に、移動支援措置の内容として記載されていなければならない事項

1. 事業の許可を受けようとする者は、移動支援措置の内容として、空港ごとに次の①及び②に掲げる事項を記載した移動支援措置計画（以下「計画」という。）を提出しなければならない。
  - ① 旅客搭乗橋、パッセンジャー・ボーディング・リフト車、ランプカーその他の高齢者、障害者等が航空旅客ターミナル施設と駐機場との間を円滑に移動するために必要となる設備、器具又は車両（以下「設備等」という。）の種類及びその所有者名（使用航空機の型式ごとに記載すること。）
  - ② 旅客搭乗橋、パッセンジャー・ボーディング・リフト車、パッセンジャー・ボーディング・リフト、リフト付きタラップ、スロープ式タラップ、階段昇降機、アシストストレッチャーその他の高齢者、障害者等が航空機に円滑に乗降するために必要となる設備等の種類及びその所有者名（使用航空機の型式ごとに記載すること。）
2. 計画の様式は、原則として別紙様式のとおりとする。
3. 計画に記載された設備等の所有者が事業の許可を受けようとする者と異なる場合には、当該設備等を使用できることを証する書面を計画に添付しなければならない。

様式及び記載例

移動支援措置計画			
空港名	使用航空機の型式	航空旅客ターミナル施設と駐機場との間の移動	航空機への乗降
(例) 新千歳空港	B787-8	旅客搭乗橋 (所有者: )	旅客搭乗橋 (所有者: )
	B777-200 B767-300	パッセンジャー・ボーディング・リフト車 (所有者: )	パッセンジャー・ボーディング・リフト車 (所有者: )
	B737-800	旅客搭乗橋 (所有者: )  ランプカー (所有者: )	旅客搭乗橋 (所有者: )  階段昇降機 (所有者: )